

第7章 損金の額の計算（その3）

法人税法では、別段の定めによって将来発生する費用等に備えて、引当金として一定限度内の繰入額を損金の額に算入することを認めている（法52、53）。

この章では、引当金のあらましについて学習する。

第1節 引当金

学習のポイント

引当金とはどのようなものか

○ 引当金とはどのようなものか

法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入される販売費等の費用は、償却費を除いて、その事業年度終了の日までに債務の確定したものに限られる（法22③）。したがって、将来その発生が予測される費用や損失を見積もって、損金の額に算入することは認められないのが原則である。

しかし、将来その発生が確実に起きると予測され、しかもその起因となる事実が、その事業年度以前にあると認められる特定の費用又は損失については、これをあらかじめ見積もって各会計期間に割り当て、引当金として計上することが会計慣行となっており、税務上もこれを認めることが適正な課税所得の計算上必要であるとしている。

そこで、法人税法では、このような企業会計の実情を考慮して、別段の定めによって貸倒引当金（法52）、返品調整引当金（法53）、退職給与引当金、賞与引当金、特別修繕引当金及び製品保証等引当金の6種類の引当金を設け一定限度内の繰入額を損金の額に算入することを認めてきたが、平成10年度の税制改正により引当金関係の大幅な改正が行われ、賞与引当金、特別修繕引当金及び製品保証等引当金については、経過措置を付して制度が廃止され、貸倒引当金については、制度の改正が行われた。

また、退職給与引当金については、平成14年度の税制改正により経過措置を付して制度が廃止されている。

【参考】

租税特別措置法には、引当金と同様に各事業年度において一定限度内の繰入額を損金の額に算入する準備金の規定がある。準備金は引当金とは異なり、その事業年度の収益と明確な因果関係を持っているものは少なく、むしろ偶発的な損失の引当てや政策的な性格を持っているので、租税特別措置法により規定されている（措法55～57の8、58、61の2）。

引当金と準備金の一般的な相違点は次のとおりである。

- ① 引当金の繰入れは白色申告法人でも認められるが、準備金の積立は青色申告法人に限られる。
- ② 引当金の繰入れは損金経理が必要であるが、準備金の積立は損金経理による他、剰余金の処分によって積み立てることもできる。この場合は、その積み立てた金額は申告書別表四で所得金額から減算することとなる。
- ③ いずれも繰入額、積立額の損金算入に関する明細の記載を要するが、この記載がない場合でも、引当金についてはいわゆるゆうじょ規定があるのに対し、準備金についてはゆうじょ規定はない。

【参考法令・通達番号】

令96～102

第2節 貸倒引当金

法人税法では、法人が有する金銭債権について将来発生することが予測される貸倒れの損失見込額について、一定の繰入限度額に達するまでの金額を、損金経理により貸倒引当金に繰り入れた場合には、その損金算入が認められている（法52）。

この節では、貸倒引当金について学習する。

学習のポイント

- 1 貸倒引当金とはどのようなものか
- 2 貸倒引当金を損金算入できる法人はどのようなものか
- 3 貸倒引当金の繰入限度額の計算はどのように行うのか
- 4 貸倒引当金の経理処理はどのように行うのか

1 貸倒引当金とはどのようなものか

商品等の販売によって、法人が取得する売掛金や受取手形等の債権は、その全てが確実に回収されるわけではなく、得意先の破産その他の原因で若干の部分は貸倒れとなる危険がある。貸倒れとは、売掛金等の債権が回収不能となった状態であり、事業遂行に伴って発生する損失である。現実に回収不能となった債権については、貸倒損失として、課税所得の計算上損金の額に算入される。しかし、これとは別に、今は貸倒れとなっていない売掛金等の債権であっても、将来貸倒れが発生するおそれがあり、そのための損失を見込んであらかじめ準備をしておく必要がある。

企業会計では、将来発生が予測される貸倒れの額として、決算期末において法人が有する売掛金等の債権に対し、過去の経験則による一定の率を乗じた金額を貸倒引当金勘定に繰り入れることとしている。繰り入れの場合の仕訳を示すと、次のとおりである。

貸倒引当金繰入損　××× / 貸倒引当金　×××

この場合、どの程度の回収不能額が発生するかの予測は非常に困難であり、これを法人の恣意に任せることは適当ではない。

そこで法人税法は、法人が有する金銭債権の貸倒れその他これに類する事由による損失の見込み額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、一定の繰入限度額の範囲内でその損金算入を認めることとしている（法52①②）。

【参 考】貸倒損失

貸倒れの事実認定は難しい面もあるため、法人税基本通達において貸倒れの判定に関する一般的な基準が定められている。

- (1) 金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ（基通9-6-1）
 - イ 金銭債権のうち会社更生法等の法令の規定や関係者の協議決定等により切り捨てられることとなった金額
 - ロ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対し書面により債務免除をした金額
- (2) 回収不能の金銭債権の貸倒れ（基通9-6-2）

債務者の資産状況、支払能力等からみて金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合の、その債権の全額を貸倒れとして損金経理した金額

- (3) 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ（基通9-6-3）

債務者との取引を停止した時以後1年を経過した場合等の、その債務者に対して有する売掛債権（備忘価額を控除した後の金額）を貸倒れとして損金経理した金額

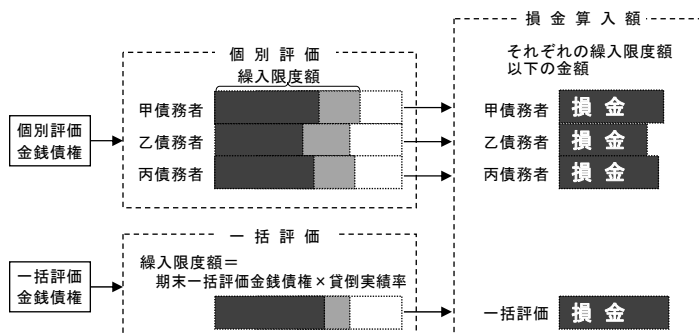
2 貸倒引当金を損金算入できる法人はどのようなものか

平成24年4月1日以後開始する事業年度（平23.12改正附則13①）については、貸倒引当金繰入額の損金算入ができる法人は、次の中小法人、銀行、保険会社等及び一定の金銭債権を有する法人に限られている。

- ① 期末資本金（出資金）の額が1億円以下である普通法人（法52①一イ）
ただし、資本金が5億円以上である法人等との間に完全支配関係のある普通法人等を除く。
- ② 資本若しくは出資を有しない法人（法52①一イ）
- ③ 公益法人等又は協同組合等（法52①一ロ）
- ④ 人格のない社団等（法52①ハ）
- ⑤ 銀行・保険会社等（法52①二）
- ⑥ 金融に関する取引に係る金銭債権を有する法人（法52①三）

3 貸倒引当金の繰入限度額の計算はどのように行うのか

個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分してそれぞれ繰入限度額を計算する。



(1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額

期末において、法人の有する金銭債権について、次のイからニの場合に応じて、債務者ごとに計算した回収不能見込額が個別評価貸倒引当金の繰入限度額となる（法52①、令96①）。この個別評価の対象となる金銭債権には、売掛金、貸付金その他これらに類する金銭債権のほか、例えば、保証金や前渡金等について返還請求を行った場合におけるその返還請求債権が含まれる（基通11-2-3）。

イ 長期棚上債権

当該金銭債権等が、更生計画認可の決定があったこと等の事由により、その弁済を猶予され又

は賦払により弁済される場合には、これらの事実があった事業年度終了の日から5年経過後に弁済されることとなる金額（担保権の実行その他により弁済の見込みのある金額を除く。）（令96①一）

ロ 債務超過等により回収見込みのない金銭債権

上記イ以外で、債務者について債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大の損害を被ったことその他これらに類する事由が生じたため、その金銭債権の一部の金額につき回収の見込みがないと認められる場合、その回収見込みのない金額（令96①二）

ハ 形式基準による金銭債権

上記イ及びロ以外の場合に、債務者について更生手続の開始の申立てがあったこと等の事由が発生した場合には、その事実が発生した事業年度の末日においてその債務者に対する金銭債権の額のうち、実質的に債権とみられない部分の金額等を除いた金額の50%相当額（令96①三）

ニ 外国政府等に対する金銭債権

外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する金銭債権のうち、長期にわたる不払等によりその経済的価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている金銭債権の額の50%相当額（令96①四）

(2) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額

イ 一括評価金銭債権の範囲

一括評価金銭債権とは、法人がその事業年度終了のときに有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（前記(1)の個別評価金銭債権を除く。）をいう（法52②、基通11-2-16）。

この一括評価金銭債権には、売掛金、貸付金の債権について取得した受取手形も含まれる他、その受取手形を割引き、又は裏書譲渡した場合にも決済が完了するまではその対象となる（基通11-2-17）。

しかし、個別評価金銭債権とは異なり、資産の取得や役務の提供を受けるために支出した手付金、前渡金、保証金等の債権及び将来精算される費用の前払として支出された前払給料、仮払旅費等一時的に仮払金、立替金等として経理されている金額は該当しない（基通11-2-18）。

これらの関係を整理すると、主なものは次のとおりである。

(設定の対象となるもの)

- ① 売掛金、貸付金
- ② 未収の譲渡代金、未収加工料、未収請負金、未収手数料、未収保管料、未収地代家賃又は貸付金の未収利子で、益金の額に算入されたもの
- ③ 未収の損害賠償金で益金の額に算入されたもの
- ④ 保証債務を履行した場合の求償権
- ⑤ その有する売掛金、貸付金等の債権について取得した受取手形(割引手形・裏書手形を含む。)
- ⑥ その有する売掛金、貸付金等の債権について取得した先日付小切手のうち、その法人が一括評価金銭債権に含めたもの

（設定の対象とならないもの）

- ① 預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当その他これらに類する債権
- ② 保証金、敷金（借地権、借地権等の取得に関連して無利息又は低利率で提供した協力金等を含む）、預け金その他これらに類する債権
- ③ 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額
- ④ 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として経理されている金額
- ⑤ 仕入割戻しの未収金

【参考法令・通達番号】基通11-2-16～11-2-18

ロ 繰入限度額の計算

一括評価金銭債権に係る繰入限度額の計算は、次の算式による（令96⑥）。

$$\left[\text{その事業年度終了時の一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \right] \times \text{貸倒実績率} = \text{繰入限度額}$$

< 貸倒実績率 >

貸倒実績率は、次の算式によって算出した割合（過去3年間の平均貸倒率）をいう（令96⑥）。

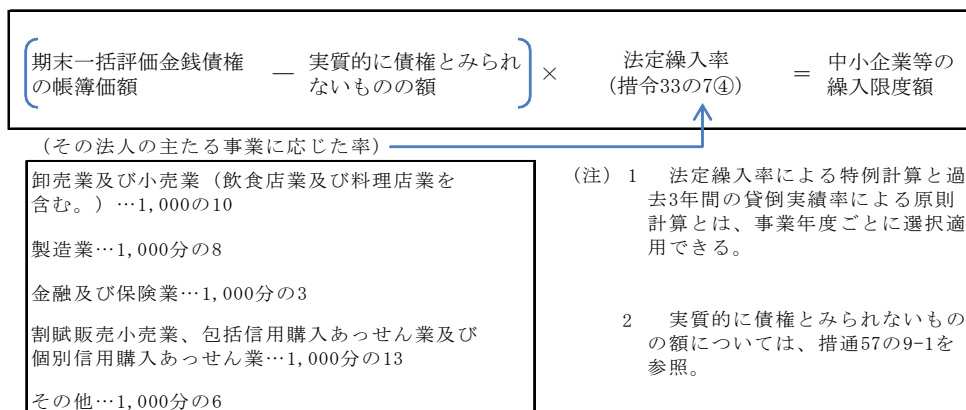
$$\text{貸倒実績率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業} \\ \text{年度の売掛債権等の貸倒損失の額} + \text{個別評価分の引} \\ \text{当金繰入額} - \text{個別評価分の引当金戻入額} \end{array} \right] \times \frac{12}{\text{左の各事業年度の合計月数}}}{\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度開始の日前3年以内に} \\ \text{開始した各事業年度終了の時に} \\ \text{おける} \\ \text{一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right] \div \text{左の各事業年度の数}}$$

（注：分子の左側の括弧内は「小数点以下4位未満切上げ」）

ハ 中小企業等の貸倒引当金の特例

貸倒引当金の法定繰入率は平成10年度改正により廃止されたが、中小企業等の貸倒引当金の特例制度の対象法人（資本金の額等が1億円を超える普通法人及び資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人による完全支配関係がある普通法人（法66⑥二又は三に掲げる法人に該当するもの）並びに保険業法に規定する相互会社などを除く。）については、租税特別措置として引き続き、法定繰入率による繰入れも認められている（措法57の9①、措令33の7④）。

また、公益法人等又は協同組合等の繰入限度額については、通常の方法によって計算した金額の110%相当額への割増が認められている（措法57の9③）。



4 貸倒引当金の経理処理はどのように行うのか

貸倒引当金として損金の額に算入される金額は、繰入限度額に達するまでの金額を損金経理した場合に限られる（法52①）。これを仕訳で示すと次のとおりである。

貸倒引当金繰入損 ××× / 貸倒引当金 ×××

また、当期に繰り入れた貸倒引当金の金額は、翌期にその全額を益金に算入するとともに、また新たな金額を引き当てることとなる。このような計上の仕方を「洗替え」という（法52⑩）。

これを仕訳（翌期）で示すと次のとおりである。

貸倒引当金 ××× / 貸倒引当金戻入益 ×××

貸倒引当金繰入損 ××× / 貸倒引当金 ×××

【設 例】

次の資料から貸倒引当金の繰入限度額の計算をなさい。

- ① 甲株式会社は繊維製品の卸売を営む資本金10,000,000円の株式会社で、事業年度は平28. 4. 1～平29. 3. 31である。繰入率は、法定繰入率を選択する。
- ② 当期は損金経理により250,000円を貸倒引当金に繰り入れている。
- ③ A商店に対し期末に売掛金4,500,000円と買掛金500,000円がある。
- ④ B商店の売掛代金として受け取った受取手形5,000,000円があるが、同店に対し支払手形1,500,000円を振り出している。
- ⑤ 貸付金として500,000円を計上しているが、内容は社員に対する給料の前払金である。

【答】

一括評価金銭債権の額の計算を示すと、次のとおりである。

資産の内訳		帳簿残高	売掛債権等に 該当しない債権	実質的に債権と みられない額	貸倒引当金の 対象となる 金銭債権の額
		円	円	円	円
売掛金	A商店	4,500,000	—	500,000	4,000,000
受取手形	B商店	5,000,000	—	1,500,000	3,500,000
貸付金	前払給料	500,000	500,000	—	—
合 計		10,000,000	500,000	2,000,000	7,500,000

したがって、繰入限度額は

$$7,500,000円 \times \frac{10}{1,000} = 75,000円であり、$$

繰入限度超過額は

$$250,000円 - 75,000円 = 175,000円となる。$$

これを「申告書別表四」、「申告書別表五(一)」及び「申告書別表十一(一の二)」で示すと次ページのようになる。

【別表四】

御注意		区分		所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	29.4.1	法人名	甲 株式会社
				総額		30.3.31	処 分		
				①	②	留 保	社 外 流 出		
		円	円	配 当	其 他	円			
		1	2	3	4	5	6	7	8
当期利益又は当期欠損の額		1							
加		2							
損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)		2							
損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)、及び市町村民税		3							
損金経理をした道府県民税利子割額		4							
損金経理をした納税充当金		5							
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)、及び過払戻		6							
減価償却の償却超過額		7							
役員給与の損金不算入額		8							
交際費等の損金不算入額		9							
貸倒引当金繰入限度超過額		10	175,000	175,000					
算									
小 計		11							

別表四(簡易様式)

【別表五(一)】

御注意		区分		利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書			
				I 利益積立金額の計算に関する明細書			
				期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		①	②	③	④		
		1	2	3	4		
利益準備金		1					
積立金		2					
貸倒引当金		3		175,000	175,000		
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					

別表五(一)

【別表十一 (一の二)】

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	29・4・1 30・3・31	法人名	甲 株式会社				
御注意 「(5)欄の分子の数」を記載します。 (4) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)、 ¹⁰ 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます。)、 ⁸ 金融及び保険業、 ³ 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業、 ⁶ 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます。)、 ⁸ 金融及び保険業、 ³	当期繰入額	1	250,000	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用 前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (11) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数の 前3年内事業年度の貸倒れによる損失の額の合計額 令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額 損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額 損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額 益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額 貸倒れによる損失の額等の合計額 (13)+(14)+(15)-(16) (17)× $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$ 貸倒実績率 (18) (小数点以下4位未満切上げ) (12)	10	有・無	円 円 円 円 円 円 円 円		
	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (26の計)	2	9,500,000		11				
	貸倒実績率	3			12				
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (28の計)	4	7,500,000		13				
	法定の繰入率	5	$\frac{10}{1,000}$		14				
	繰入限度額 (2)×(3)又は(4)×(5)	6	75,000		15				
	経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6)×25%	7			16				
	公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)× $\frac{112}{100}$	8			17				
	繰入限度超過額 (1)-(6)、(7)又は(8)	9	175,000		18				
一括評価金銭債権の明細									
勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(30)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権及び非適格併合等により移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価債権の額 (20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)-(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
売掛金	4,500,000						4,500,000	500,000	4,000,000
受取手形	5,000,000						5,000,000	1,500,000	3,500,000
貸付金	500,000		500,000						
計	10,000,000		500,000				9,500,000	2,000,000	7,500,000
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細									
平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の合計額	29								円
債権からの控除割合 (30) (小数点以下3位未満切捨て) (29)	31								
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30								円
実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	32								